

資金不足比率の報告について

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率 (単位：%)

特 別 会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率
病 院 事 業 会 計	—
下 水 道 事 業 会 計	—
水 道 事 業 会 計	—
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	—

- 1 川崎市に適用される経営健全化基準は 2 0 . 0 %である。
- 2 表中の「資金不足比率」における「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。